

各 位

会 社 名 新日本空調株式会社  
代表者名 代表取締役社長 前川 伸二  
コード番号 1952 (東証プライム)  
問合せ先 取締役管理本部長 井上 聖  
(TEL 03-3639-2700)

### 当社職員の不正行為に係る社内調査結果と今後の予定について

当社は、2023年2月14日付「2023年3月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社職員の不適切な取引につきまして、当社取締役監査等委員や外部専門家である顧問弁護士を含む内部調査委員会を発足し、調査(以下「本調査」という。)を行ってまいりました。本日、内部調査委員会の中間内部調査報告書を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。当社としましては、役職員が一丸となり、信頼回復に努めてまいりますので、今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 不正行為の概要

当社関東支店において、2023年1月30日に、2023年3月期第3四半期決算の過程において、当社職員(以下「行為者」という。)が、不適切な発注処理を行っている疑義が発見され、行為者に確認したところ事実であることが判明いたしました(監査法人へは同日に第一報)。当該行為は、2021年1月から2022年10月までの期間に、特定の協力会社(以下「取引先A」という。)へ合計24,820千円の架空発注を行っていたものであります。

#### 2. 不正行為の内容等

##### (1) 行為者の属性

2009年4月に当社に入社、2016年4月から拠点現場所長を務めておりました。

##### (2) 不正行為の方法

具体的な手口としては、次のとおりであります。

- ① 行為者が取引先A名義の架空の見積書を作成。
- ② 行為者が①の架空見積書を取引先Aの事務員Eにメールで送付。
- ③ Eが受領した架空見積書に取引先Aの押印をした電子データを当社の電子購買システム(EDI)に登録。
- ④ 行為者又は行為者の部下であるF、G、H(以下「Fら」という。)が架空見積書に基づく発注処理。

### (3) 不正な行為を行った動機

行為者は、2021年は拠点現場の業務量が増加すると想定して、取引先Aに対する業務委託費では、長年に亘り当社の業務に対応してくれている取引先Aの業務委託者B、C及びDの3名(以下「Bら」という。)の働きに対して不十分になると考えたことによります。

### (4) 不正行為を行うに至った経緯及びその後の経過

当社では、2016年より、作業監督的立場にある取引先の作業員については、その対価を労務費で支払うことは適切ではないとの考えから、業務委託契約を締結し、技能により業務委託料に差があるものの、契約期間中は繁忙期・閑散期を問わず定額対価を支払うこととしました。取引先Aも上記契約形態の変更対象になり、同年より当社と業務委託契約(以下「本件業務委託契約」という。)を締結しております。長年に亘り当社の業務に対応してくれているBらを、行為者は、高く評価しており、2021年は拠点現場の業務量が増加すると想定して、取引先Aに対する業務委託費ではBらの働きに対して不十分になると考え、取引先Aに対して架空の発注をして支払いをすることとし、2021年1月に最初の架空発注を行いました。実際には業務委託費の範囲で業務は遂行されておりました。

行為者は架空発注を継続し、Bらの長年の功労に報いるためにBらの退職金に充ててもらおうと考え、Eを通じて取引先Aの社長Jに伝えました。

E及びJは前記において初めて行為者の退職金充当という希望を認識したものの、架空発注分の入金は全て売上として計上するほかなく、またBらが近く退職するような状況でもないことから、特段の対応はしませんでした。また、行為者に対して、Bらの退職金充当という希望への諾否を回答することはせず(行為者からも回答や対応を求められることもなかった)、架空発注を継続しないよう求めることもしませんでした。

なお、行為者は、本件不正に関し、取引先Aやその関係者に対して見返りを求めていること及び実際に見返りを得ていないことを供述し、E及びJも行為者に対して何らの利益供与もしていないと述べており、行為者への見返りがあったことを示す客観的な証拠も見つかっておりません。

### (5) 類似事案の有無

#### ① 件外調査の内容

- (a) 協力会社(不正に関与した取引先Aと同業種45社)に対して、不正取引に関するアンケート調査を実施いたしました。
- (b) 行為者による件外調査は、行為者の部下Fらを含めた取引先Aとのすべての取引の内容について調査いたしました。
- (c) 架空発注が実行された雑工事(配管工事等の主要な専門工事に分類できない工事)の予算コードで取引した全社の発注実績を対象として、本件不正で判明した事実関係並びに内部統制の不備に関する観点からリスク分析を行い調査いたしました。

#### ② 件外調査の結果

- (a) アンケートの内容は、不正取引への加担、当社側からの見返り要求、不正事象の見聞についての回答と回答後に不正が発覚した場合の取引停止処分及び法的な責任負担について了承して頂くもので、対象の協力会社45社はすべて問題がないことを確認いたしました。
- (b) 行為者の部下Fらを含めた取引先Aに対する発注は、1件の配管工事が該当

しました。該当案件は、工事発注を取引先Aにしか行っておらず、施工計画書や施工写真などから施工実態があり、不正が無いことを確認いたしました。

(c) 本件不正で判明した事実関係並びに内部統制の不備に関する観点からのリスク分析により下記のとおり分類を実施し調査いたしました。なお、リスク分析の結果、原子力事業部に係る雑工事発注は同様の手口による架空発注リスクが著しく低いと判断し、調査対象より除外しております。

i) 高リスクの領域：全件調査

ii) 中リスクの領域：発注金額カバレッジ50%以上の調査

iii) 低リスクの領域：発注金額カバレッジ10%以上の調査

調査結果として、本件以外の架空発注は発見されませんでした。

### 3. 不正行為が行われた原因

次の点が原因と分析しております。

#### (1) 行為者のコンプライアンス意識の欠如

本件不正は行為者が取引先A(より具体的にはBら)の働きに対して報いたいと考えたことを端緒としております。しかし、その思いを実現する方法として、架空発注という手段を用いたことについては、コンプライアンス意識が欠如していたものと言わざるをえません。

退職金充当という希望は行為者の判断で出来るものではないことから論外としても、業務委託費では不十分と考えたことについては、正当な社内手続及び交渉を経て業務委託費自体を上げるという方法がまず思いつくはずであり、それをせずに行為者本人が言う“安易な方法”として架空発注を選択したことは、行為者のコンプライアンス意識の欠如に加え、架空発注が安易であると認識しうる状況自体にも問題があります。

#### (2) 安易に架空発注が出来てしまう状況

上記のとおり行為者は架空発注を安易な手段と認識し、実際に実行できてしまっています。その要因として、雑工事ゆえに予算管理が機能し難い状況にあったこと、承認者Iの現場パトロール等けん制機能が十分に発揮できていなかったことがあげられます。

#### (3) 雑工事における検収確認時の確認不足

承認者Iは、拠点長である行為者と長年の信頼関係に基づき、内部統制業務フローに記載されている根拠確認をせずに、行為者との口頭確認だけで形骸化された検収承認を実施していたことがあげられます。

#### (4) 取引先Aの協力

本件不正は当社から取引先Aに対する架空発注であることから、受注者である取引先Aの協力が不可欠です。本件調査から架空発注を主導したのは行為者であり、取引先Aが積極的に架空発注に協力したものではないと考えられますが、2016年にコンプライアンス遵守の誓約書を当社に提出しているにもかかわらず、架空発注であることを知りながら行為者の指示に従って繰り返して協力してきたことから、取引先Aのコンプライアンス意識の欠如も本件不正の要因の一つにあげられます。

### 4. 再発防止策の提言

上記を踏まえ、2023年3月末日までに最終内部調査報告書により、再発防止策の策定を当社に提言する予定であります。

## 5. 影響額

本件事案及び類似事案による影響額は以下のとおりです。

(単位:千円)

事業年度	営業外費用	完成工事原価消去
2020年度	10,450	10,450
2021年度	9,520	9,520
2022年度	4,850	4,850
合計	24,820	24,820

なお、税金に関する影響は本件調査の対象外とします。

## 6. 今後の予定

### (1) 2023年3月期第3四半期の四半期報告書の提出および四半期決算短信の発表

当社は、2023年2月14日付「2023年3月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」および2023年2月13日付「2023年3月期第3四半期決算発表の延期に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、2023年3月期第3四半期報告書を提出期限である2023年3月7日に提出するとともに、2023年3月期第3四半期決算短信の発表を行う予定であります。

### (2) 業績への影響について

当社は、内部調査委員会の調査結果を受け、過年度における金額的な重要性は極めて乏しいものと判断し、過年度の有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書および決算短信の訂正は行わない予定です。

なお、影響額の連結財務諸表への反映は、第54期有価証券報告書ならびに2023年3月期決算短信において行います。

2023年3月期の連結業績予想につきましては、2022年5月12日に公表しました「2022年3月期決算短信」における業績予想に変更はありません。

### (3) 最終内部調査報告書の受領について

内部調査委員会からの最終内部調査報告書の受領は、2023年3月末日を予定しており、速やかに公表いたします。

なお、最終内部調査報告書は、中間内部調査報告書に再発防止策の提言を追加する予定であります。

### (4) 再発防止策の策定

当社は、内部調査委員会からの調査結果を真摯に受け止め、同委員会の再発防止策の提言に沿って速やかに具体的な再発防止策を策定し実行いたします。具体的な再発防止策につきましては、決定次第改めて公表いたします。

### (5) その他

行為者に対する懲戒処分は、当社規程に基づいて行うことが予定されております。

以上